

## 令和3年第3回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和3年5月27日(木) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第26号 専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

4. 1付

議第27号 専決処分について(見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について)

議第28号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第29号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第30号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第31号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第32号 専決処分について(見附市公民館運営審議会委員の委嘱について)

議第33号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について) 4. 1付

議第34号 専決処分について(見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要領の制定について)  
令和3年4月26日付け

議第35号 専決処分について(令和3年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について) 令和3年4月26日付け

議第36号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

5. 1付

議第37号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱

について）5. 1付

議第38号 見附市立中学校生徒自転車通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の制

定について

議第39号 見附市小中学校各種大会出場者に対する補助金交付要綱の制定につい

て

議第40号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制

定について

議第41号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定

について

議第42号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制

定について

議第43号 こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の

制定について

議第44号 令和3年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案に

ついて

○出席者（5名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

## ○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	糝 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課係長	山 谷 一 憲

## 14時00分開会

## 教 育 長

只今より、令和3年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

## 教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

## 教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「新型コロナウイルス感染症の市内の状況について」

をこども課長より説明願います。

## こども課長

新型コロナウイルス感染症の市内の状況について報告させていただきます。

委員の皆様もすでに新聞報道等でご承知のことと思いますが、4月30日（金）に見附市の福祉施設で新型コロナウイルスの感染が発生しております。個人情報の関係もあり、県から市に届く情報は、県が発表する報道以上の情報はもらえておりません。市は、当該施設からのご協力により連携をはかり感染拡大の防止に努めてきたところであります。また、県報道は福祉施設とされていますが、当該施設の了解をいただき、一部、市の施設や事業の連絡等につきましては、「児童福祉施設」という言葉を使わせていただいております。

5月24日の新潟日報では、23日現在で当該施設関連の感染者は、55人と報道しています。当該施設は、保健所の指導により、5月16日（日）まで休園となりました。市としましては、どうしても仕事を休めず、保育の必要な方のために今町子育て支援センターでの緊急保育体制の準備がありますが、今回の案件についま

しては、施設職員及び利用者全員が濃厚接触者となったことにより、緊急保育の開設はできませんでした。5月17日(月)から希望保育という形で再開しましたが、その後、さらに陽性者が発生したことから、現在においては、5月31日(月)までは、施設の判断により休園している状況であります。なお、こども課としましては、今回の感染をうけて、子育て支援センター3施設を16日まで休館にさせていただき、5月17日から当面の間は、市民の未就学児限定で、9時から15時までの時短開館にさせていただいておりますが、休園に伴い5月中は当面の間継続させていただいている状況です。また、5月7日に実施予定でした1歳6か月児健診は延期とし、翌月以降の振り替え受診とさせていただくことにしております。

今後においては、兄弟関係で小中学生が感染する事案も出てくることもあると思いますが、特に小学生の感染の場合は放課後児童クラブの運営に関係してきますので、こども課といたしましては、学校教育課と連携を図り、状況を共有して対応してまいりたいと考えています。なお、今回の案件については、当該施設が適切にホームページや保護者メールにて情報出しをしているおかげで、大きな混乱はないようです。また、現在のところ、市や当該施設に対しての誹謗中傷の報告はないことをご報告させていただきます。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の報告に対して、質問はございませんか。

## 齋 藤 委 員

児童福祉施設に近い小学校では何か特別な対応はありますか。

## 学校教育課長

今回のことについては、幸いなことに小中学生での陽性者は出ておりません。ただ、兄弟関係の中で濃厚接触者に当たるということで、出席停止になっている児童

生徒はいます。

各学校は適切に状況を把握して運動会の延期であるとか、あるいは校外活動の縮小とかそれぞれの学校で実態に応じた対応を取っています。それらの対応について保護者等にお知らせし、今の段階で保護者からその対応についての苦情などは学校には届いていません。

以上です。

齋藤委員

小学生でもPCR検査を受けた子供たちはいますか。

学校教育課長

たくさんいます。

市内だけでなく近隣でかなり陽性者が出ていますので、その濃厚接触者の家族内でも受けているお子さんも増えてきています。

齋藤委員

皆、陰性ということですか。

学校教育課長

今のところは皆陰性なので、学校等の休業措置はしていません。

教育長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教育長

日程第3 議第26号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」から、議第33号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推

進審議会委員の委嘱について)」まで、4月1日付け専決処分の8案を一括して議題とします。

関係課長から順に説明を求めます。

#### 教育部長兼教育総務課長

議第26号「専決処分について」説明いたします。

専決第6号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

現在の学校給食運営委員会委員は4月の教職員の人事異動に伴い、ご覧の6名の校長先生について委嘱替えを行うものでございます。任期につきましては、令和3年4月30日迄とするものであります。以上でございます。

#### 学校教育課長

議第27号「専決処分について」。専決第7号をご覧ください。「見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。別記名簿にあるとおり、今年度は143名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は令和4年3月31日までの1年とするものでございます。

議第28号「専決処分について」。専決第8号をご覧ください。「見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。別記名簿にあるとおり、10名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和5年3月31日までの2年となります。

議第29号「専決処分について」。専決第9号をご覧ください。「見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。人事異動により別記名簿にあるとおり、

見附小学校酒井規子教諭を新たに委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は、前任者の残任期間の令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

議第30号「専決処分について」。専決第10号をご覧ください。「見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。別記名簿にあるとおり、委員19名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和4年3月31日までの1年とするものでございます。

#### こども課長

議第31号「専決処分について」説明させていただきます。専決第11号「見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

見附市子ども支援対策地域協議会は、特別に支援を必要とする要保護児童とその保護者、又は、出産後の子どもの養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦の早期発見、並びに適切な保護や支援を、関係機関と情報共有し、連携して行うために設置しており、その委員には「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める関係機関から、委員を推薦していただき、ご委嘱しているものです。

令和3年3月末で、任期が満了したことから、新たに推薦いただいた方々を「代表者会議委員」と「実務者会議委員」とし、委員の任期は2年間としており、このたび、令和3年4月1日から令和5年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

#### まちづくり課長



議第32号「専決処分について」説明させていただきます。別紙専決第12号をご覧ください。

「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の役員交代がありましたので、学校教育関係者である新潟小学校 教頭の佐々木 善男 氏と、西中学校 教務主任の古市 武史 氏を委員として委嘱するものでございます。なお、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

議第33号「専決処分について」説明させていただきます。別紙専決第13号をご覧ください。

「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、令和3年4月1日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の役員交代がありましたので、学校教育関係者である見附高等学校 校長の星 達哉 氏を委員として委嘱するものでございます。なお、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本8案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本8案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 教 育 長

次に、議第34号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の制定について）」令和3年4月26日付け を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

## こども課長

議第34号「専決処分について」説明させていただきます。専決第14号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

当該要領の制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から臨時特別給付金の支給について、令和3年4月7日付けで厚生労働省より通知がありましたので、その支給にあたり必要事項を定めたものでございます。

制定内容の概要ですが、支給要件として第2条に対象者を定めております。対象者となる要件は、主に、1号から3号に規定されています。第1号に規定されている、令和3年4月分の児童扶養手当の受給者世帯です。なお、該当世帯につきましては、申請は不要であります。

次に第2号に規定されている、公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていなく、支給制限限度額を下回る世帯です。

続いて、第3号に規定されている、新型コロナウイルス感染症により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給水準に下がった世帯です。なお、第2号及び3号の世帯につきましては、申請が必要となります。

給付額につきましては、第3条に規定されていますが、児童一人につき5万円を

1回に限り支給するものであります。附則におきまして、この要領は令和3年4月26日から施行するものと定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、第35号「専決処分について（令和3年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について）」令和3年4月26日付け を議題とします。教育部長、こども課長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第35号「専決処分について」説明いたします。専決第15号、令和3年度一般会計補正予算を4月26日付けで専決いたしましたので承認をお願いするものです。

それでは条文を説明します。条文第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,870万円を追加するものでございます。第2条、歳入歳出予算の補正の款項区分及び金額については別紙により説明いたします。

4款1項3目、予防費の500万円の増額であります。文部科学省の「学校保健特別対策事業費補助金」等を活用し、市内小・中・特別支援学校の消毒清掃業務をシルバー人材センターへ委託する経費319万円と、消毒清掃等に使用する消耗品費181万円の増額をお願いするものであります。以上でございます。

こども課長

こども課分を説明いたします。3款1項5目、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増額であります。先ほど、議第34号で、支給事業実施要領の制定説明をさせていただきました「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給にかかる経費につきまして2,370万円を計上させていただきます。

内訳としましては、システム改修委託料として170万円、給付金としまして2,170万円、その他事務費としまして30万円の増額をお願いするものであります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第36号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）5月1日付け」ならびに、議第37号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）5月1日付け」の2案を議題とします。教育部長、まちづくり課長に説明を求めます。

#### 教育部長兼教育総務課長

議第36号「専決処分について」説明いたします。専決第16号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について（5月1日付け）」で専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、小・中・特別支援学校13校の校長と各校PTAの代表13名、および学識経験者として長岡保健所所長の計27名を委員として委嘱するものです。任期については2年任期の残任期間である令和3年5月1日から令和4年4月30日までとするものでございます。以上でございます。

#### まちづくり課長

議第37号「専決処分について」説明させていただきます。別紙専決第17号をご覧ください。

「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、令和3年5月1日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の役員交代がありましたので、学校教育関係者である見附市PTA連合会長の竹内 博人 氏を委員として委嘱するものでございます。なお、任期は令和3年5月1日から令和4年3月31日までとなっております。以上でございます。

#### 教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第38号「見附市立中学校生徒自転車通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について」ならびに、議第39号「見附市小中学校各種大会出場者に対する補助金交付要綱の制定について」の2案を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第38号「見附市立中学校生徒自転車通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について」ご説明します。

制定の理由でございますが、これまで内規で運用しておりましたが、昨年度会計監査の指導を受け、交付要綱を定めたものでございます。条文についてご説明いたします。第1条は要綱の趣旨、第2条は補助対象、第3条は補助金の額、第4条は交付申請について、第5条では実績報告について、第6条ではこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定めることとしております。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

議第39号「見附市小中学校各種大会出場者に対する補助金交付要綱の制定に

ついて」ご説明します。

制定の理由でございますが、これまで内規で運用しておりましたが、会計監査の指導を受け、交付要綱を定めたものでございます。条文についてご説明いたします。第1条は要綱の趣旨、第2条は大会の範囲、第3条は補助対象経費、第4条は補助対象者について、第5条では補助金の額、第6条では交付申請等について定め、第7条でこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定めることとしております。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

#### 教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

#### 齋 藤 委 員

ヘルメットの件ですが、補助対象者として見附市立の学校に在学する者、それから校長の承認を受けている者、と書いてありますが、附属に通っていて、自宅から見附駅まで自転車で通うと、そういう子どもたちは一切面倒見ないということでしょうか。

#### 学校教育課長

要綱の(1)にあるとおり、見附市立中学校に通っている生徒さんということになりますので、委員のおっしゃる通りです。

#### 齋 藤 委 員

そういう子は、自分で購入して着けて行くしかないのですね。同じ見附の子どもなのに。私は少し引っ掛かるところがある。そこまで広げる意思はないということでしょうか。

#### 学校教育課長

今のところ広げる予定はありません。附属だけでなく学区外に行っているお子さんなど色々な状況があって、就学援助などいろんなものによって精査して考えていますが、今回のヘルメットに関しては今のところは広げる予定はありません。

#### 齋藤委員

不公平感があるのかなと思う。同じ見附の中学生なのだけれども、たまたま自分の通っている学校が市外になるということで、交付を受けられないのは、少し不公平感が生ずるのかなと感じる。実際、要望はないと思うが、今後要望が上がることも考えられる。この理由でダメだというしかないのですね。

#### 学校教育課長

今のところそのようなことでの申請は、把握していませんが、これに似たような事業はたくさんあります。

ヘルメットの場合はないのですが、例えば、中学校の英語の補助事業は基本的に市立中学校に通っているというもので、他市に行っている者は対象にならないのですか？という問合せはあります。ただ、財政など色々な観点がありますので、同じ見附のお子さんだという視点から考えれば、全てという考え方もありますが、その都度検討して行きたいと思いますが、ヘルメットに関しては今のところ問い合わせはありません。

#### 齋藤委員

ヘルメットは子どもの命にかかわる部分だから、ということを感じます。

#### 学校教育課長

駅まで行くときに、自転車に乗っているかどうかということも、学校に来るときは必ず自転車に乗ってくるわけですが、附属や市外の他校に行っているお子さんが、自転車で通っているかどうかというところまでは、把握していません。これは、あくまでも学校に来るというところの部分になるので、安全確保の意味でヘルメット



が必要なので半分補助金を出しているということです。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第40号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」から議第43号「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」までの4案を一括して議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第40号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。先ほど、議第31号で、委員の委嘱につきましては、ご承認をいただいたところでございます。

この議件である当該要綱の一部改正の理由でございますが、協議会の委員の選出機関の名称の変更によるもの及び文言の整理により一部改正をするものです。改正内容ですが、別表1中の「市内幼稚園」を「市内認定こども園(学校法人)」に改め、別表第1及び別表第2中の「市内保育園」を「見附市保育事業研究会」に改め、別

表第2中の「見附市学校教育課」を「見附市教育委員会学校教育課」に改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の規定は、令和3年4月1日から適用するものとしております。

続きまして、議第41号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。

当該要綱の一部改正の理由についてですが、見附小学校区に新たに放課後児童クラブを新設することになりましたので、別表に新設されるクラブの名称「西地区あかり学童クラブ」並びに、実施場所「見附市学校町2丁目4番10号」を加えるものでございます。

附則におきまして、この要綱は令和3年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第42号「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。

当該要綱の一部改正の理由でございますが、令和3年4月16日に「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布され、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、修業期間及び給付金額、対象資格の例を追加するものです。本給付金は、保育士、介護福祉士、看護師などの国家資格取得のために1年以上養成機関で修学する場合に生活費の一部として給付金を交付するものであります。

改正の内容につきましては、現行では、1年以上のカリキュラムの修業を条件としていますが、今回の改正により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6か月以上のカリキュラムを修業する場合について加えるものであります。また、対象となる資格にシスコシステムズ認定資格並びにし

PI認定資格を加えるものであります。

別表におきまして、訓練促進給付金の交付額について、非課税世帯において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは当該期間について月額14万円にするものであります。課税世帯において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは当該期間について月額1万500円にするものであります。

附則としまして、この要綱は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

続きまして、議第43号「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」ご説明いたします。

当該要領の一部改正の内容でございますが、この事業は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、子育て世帯の経済的支援として、令和3年度に生まれた赤ちゃんに対して5万円の給付金を給付している事業であります。現在、申請期間を出生した日の翌日から起算して6月を経過する日までとしていますが、これを出生した日の翌日から15日以内とし、ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではないとするものです。

改正の理由としましては、出生届時の各種手続きと同時に、こども課窓口でもれなく当該給付金の申請をしていただくため、6月という期間を要さないためであります。

附則としまして、施行期日として、この要領は、公布の日から施行するものとし、経過措置として、この要領による改正後のこんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に出生した者について適用し、同日前に出生した者については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

最後の「こんにちは赤ちゃん給付金」について質問です。

申請に6ヶ月を要することはないだろうから、15日以内に改める。という説明に受け取れたが、申請期間をわざわざ狭めることの意味が分からない。いらぬから短くするのであれば、変えなくても構わないという考え方はないのでしょうか。

こども課長

この事業は令和2年度にも行っていた事業です。令和2年度中の実績では15日の期間を過ぎての申請はありませんでした。ですので、令和3年度につきましては、令和2年度に合わせて15日以内にさせていただきたいという点が主な理由ですが、財政的な面を考えると、6ヶ月という期間を取ってしまうと、次年度への繰り越しを考えなければいけないという事情もありまして、15日以内という出生の届けと同様にしても支障ないという判断をさせていただきました。

小 林 委 員

良く分かりました。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本4案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

## 教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本4案は原案のとおり決定いたしました。

## 教 育 長

次に、議第44号「令和3年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

## こども課長

議第44号「令和3年度見附市一般会計補正予算（見積書）」のうち「教育関係予算の原案について」説明させていただきます。

3款2項2目児童措置費及び3款2項3目児童福祉施設費の補正予算については、いずれも新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を計上するものです。対象経費については、施設の定員により、30万円、40万円、50万円の3パターンで設定しているものです。

財源としましては、国の保育対策総合支援事業補助金によるもので、補助率は2分の1であり、残りの2分の1については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。

児童措置事業については、公立保育園4園において、備品費としておもちゃ殺菌乾燥保管庫の他、消耗品費として各園に50万円ずつ、合計200万円を増額補正させていただくものです。

私立保育所運営事業については、各私立保育園に補助金として計上するものです。市内には私立保育園が4園あり、50万円の園が2園、40万円の園が2園となり、合計180万円を増額補正させていただくものです。

認定こども園・小規模保育施設運営事業については、幼保連携型認定こども園3園各園に50万円ずつ、小規模保育所1園には30万円を補助金として計上するものであり、合計180万円を増額補正させていただくものです。

へき地保育所運営事業については、各へき地保育園に40万円ずつ委託料として計上するものです。市内にはへき地保育園が4園ありますので、160万円を増額補正させていただくものです。

続きまして、3款1項5目、子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯分）として3,733万円を増額補正させていただくものです。

内訳としましては、給付金として3,540万円、事業の案内及び給付に係る事務費としまして、消耗品費、印刷製本費、郵便料、口座振り込み手数料、システム改修委託料として193万円であります。

財源としましては、国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金として全額国庫より賄われるものであります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和3年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時47分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

武田 一夫